

令和7年度 第2回 周南市市民参画推進審議会 会議録

1. 日 時 令和7年10月31日(金) 18時30分～19時30分
2. 場 所 シビック交流センター2階 交流室1
3. 出席者 酒井徹也 委員、菊地右馬 委員、田村隆嘉 委員、新原繁 委員、
丸山康子 委員、沼田早紀 委員、宮下眞知子 委員、山本のぞみ 委員、
井上佳明 委員
(計9名)
4. 欠席者 桑畑洋一郎 委員、岡崎麻衣 委員、平岡正夫 委員、山本将平 委員、
浅谷和枝 委員、廣瀬彩乃 委員
(計6名)
5. 事務局 福田次長、磯部課長補佐、柴田係長
6. 傍聴者 なし
7. 会議内容

開 会 事務局が司会進行
・市民憲章唱和

議 事

発言者	発言内容
会 長	これより議事に入る。 本日の議題は、 ① 令和6年度 市民参画実施状況の評価結果について ② 市民参画条例の見直しに関する意見等について ③ 諮問事項に対する答申について 以上、3点となる。 それでは、議事① 令和6年度 市民参画実施状況の評価結果について審議を進めていく。 皆様からいただいた評価結果及び意見等については、事務局において 資料1、資料2にまとめていただいている。 資料について、事務局から補足事項があればお願いする。

事務局	事務局より補足説明をさせていただく。(資料 1・2) ————— 資料 1 及び資料 2 に沿って説明 ————— 以上、資料 1 及び資料 2 を踏まえて、意見交換をお願いする。
会 長	2 班に分かれて、10 分程度で資料確認をし、その後 10 分程度で意見交換をしてほしい。 それでは、班ごとに進めていただく。
	————— グループワーク —————
会 長	それでは、時間になったので各班で出た意見の共有を行う。
1 班	評価が B や C になったもの、記載がなかったものを、実施状況報告書と照らし合わせながら確認した。 例えば、審議会委員の公募について、B・C 評価となったものは、何らかの理由があり公募されていないものであった。評価が B や C となっても、問題ないと判断した。 評価に関する事項のまとめについても、メンバーは概ね同意であった。
2 班	こちらも評価が B や C となったものを中心に意見交換をした。 評価シートの 2 班の方で、各施策共通して評価する 1 ～ 4 の項目で B 評価や記入なしのものが多かった。これは、評価する委員が、「専門性を必要とするか」や「地域性を有するか」を判断できなかったという問題がある。市民参画が実施されていないというよりは、委員が判断する材料が欠けていたと思われる。次回以降に同じような評価をする場合、可能であれば、担当課がどのような判断をしたのかという意見をいただければ、委員が評価しやすい。 評価項目の「必要に応じて複数の方法により実施しているか」という箇所、特に任意の施策で B 評価が多かった。単一の方法で市民参画を実施しているために B 評価になっているようだ。これについても、「必要に応じて」となっているが、本当に必要かどうか判断できない。また、パブリックコメントのみ実施している場合、回答数が少ない中でそれが十分な市民参画に繋がっていないのであれば、ほかの手法も検討すべきである。市民参画の実施方法に関して、市民参画の効果が得られるのかを判断して、複数の方法を選んでほしい。
会 長	それでは、今いただいた意見を踏まえ、答申（案）に反映していく。
会 長	次に、審議事項② 市民参画条例の見直しに関する意見等について審議を進めていく。条例の見直しに関する意見等については、事務局において資料 3 にまとめていただいている。 資料について、事務局から補足事項があればお願いする。

事務局	事務局より、市民参画条例の見直しについて補足説明を行う。（資料３） 「周南市市民参画条例」は、平成１９年４月に施行されており、今から２年後の令和９年度に、本条例施行から２０年目を迎えることとなる。 急速に進む人口減少、少子高齢化の進行、生活様式や価値観の多様化、ICT・IoTの進化などにより、社会は目まぐるしく変化しており、条例制定当時の２０年前と比較すると、市政を取り巻く状況も大きく変化している。 このため、今後、よりよい市民参画の実施に向けて、現行の条例の運用方法が、今の時代やこれから先の時代に沿っているのか、条例制定から２０年の節目となる令和９年度に向けて、条例の見直しの必要性について、委員の皆さまのご意見をお伺いした。 なお、条例の見直しに向けての検討には十分な時間が必要であることから、今年度から段階を踏んで検討していくこととする。 条例の見直しについては、今回、委員の皆さまからいただいた意見を踏まえ、来年度以降の審議会において本格的な審議を行っていくこととなる。 なお、資料３は、委員の皆さまからいただいた意見の概要をまとめたものとなる。 以上を踏まえ、意見交換をお願いします。
会 長	事務局から説明があったが、条例の見直しについては、今年度の意見を受け、すぐに反映するというわけではなく、次期審議会委員への引継ぎ事項という位置づけとなる。 そのうえで、資料にある意見を踏まえ、各班で答申に付すべき意見等について、意見交換を行っていただきたい。 それでは班ごとに意見交換をお願いします。
	————— グループワーク —————
１ 班	「見直しが必要」及び「見直しは必要ない」どちらも、妥当な意見である。どちらの意見も答申に記載すべきだろう。 その他の意見として、多様な市民からの意見をどのように集めていくかの方策について、条例またはガイドラインに落とし込めたらよいのではないかと。例えば、昨年度行われたアンケートに関して、幼い子供に対しては選択式のもの、高学年以上からは自由記述で意見をもらうという形式や、世代に応じて内容や文面を変える形式もある。世代や能力に応じて、自分なりに回答できるような市民の声の集め方ができるような方策を考えてほしいという意見が出た。

2 班	委員でも評価や意見が分かれているということは、判断基準が不明瞭であるということだ。そこをきちんとするためにも、条例を再検討したうえで、より良い評価ができるようにするにはどうしたらよいかをまずは検討する段階があってよいのではないかという意見が出た。 また、10年ごとの期間ではなく、定期的に条例やガイドラインの適正を検討する中で、その都度判断し、時代に即した条例等になればよいと思う。
会 長	それでは、今いただいた意見を踏まえ、答申（案）に反映していく。 次に、審議事項③ 諮問事項に対する答申について審議を進めていく。別紙資料「審議の進め方」について。 ————— 資料に沿って説明 ————— ひとつの案として、第3回会議については書面開催とすることも考えられる。対面での開催、書面開催のいずれの開催方式がよいか、皆さまのご意見を伺いたい。
委 員	日にちを二日設定し、2グループに分かれて開催するのはどうか。
委 員	日程調整をして、過半数が集まることができれば開催し、どうしても集まることができないようであれば、書面開催にしてはどうか。 過半数が集まらなかったとしても、集まれる人だけで意見交換をしてもよいのではないか。
会 長	第3回会議については、通常通り日程調整を行う。過半数で集まることが難しければ、書面開催とする。 ここまでで、委員の皆さまから何かご意見はないか。
委 員	（意見なし）
会 長	意見がなければ、以上で本日の審議を終了し、進行を事務局にお返しする。
事務局	第3回会議は早めに日程調整をさせていただく。 また、答申（案）も事前に提示させていただく。 以上で、本日の審議会を終了する。 （閉会）